

宮城県園芸用施設（ガラス室）の安全確保に関する指導指針

宮城県農政部園芸推進課

第1 目 的

この「宮城県園芸用施設（ガラス室）の安全確保に関する指導指針」（以下、「指針」という。）は、宮城県内に設置される建築基準法の適用を受けない園芸用施設（ガラス室）について、設置コストの低減と十分な安全性の確保を図ることで、宮城県における収益性の高い施設園芸の普及拡大に資することを目的とする。

第2 適用範囲

この指針は、宮城県内で園芸用作物等の栽培を目的として、農地（農地法第2条で定められた耕作の目的に供される土地）に設置されるガラス室に適用する。

ただし、次の1から3の何れかに該当するガラス室はこの指針の適用外となり、建築基準法が適用される。

- 1 その利用期間の長短に関わらず、観賞用又は販売等を目的として不特定多数の人が利用するなど、専ら栽培用としての利用と認められないガラス室
- 2 施設内で栽培を目的とする部分と観賞用又は販売等を目的とする部分が明確に区分できないガラス室
- 3 施設内で栽培を目的とする部分と観賞用又は販売等を目的とする部分が明確に区分できるガラス室においては、その観賞用又は販売等を目的とする部分

第3 用語の定義

この指針において使用する用語の定義は次のとおりとする。

1 ガラス室

木質、金属質の構造部材を用いて構成された骨組をガラスで被覆したもので、園芸施設共済事務取扱要領（平成30年5月2日付け30経営第367号農林水産省経済局長通知）第2節の2の特定園芸施設の区分（以下、「特定園芸施設区分」という。）のうちガラス室Ⅰ類又はⅡ類に区分されるものをいう。

2 園芸用施設設計施工標準仕様書

一般社団法人日本施設園芸協会が昭和50年11月に作成した「園芸用施設安全構造基準（※1）」（最終改訂：平成28年7月）を、海外の設計規格や最新の実験データを取り入れて内容の見直しを行い、「園芸用施設設計施工標準仕様書」として令和元年5月に作成したもの（以下「標準仕様書」という。）。

3 建築主

園芸用施設に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

4 設計者

その者の責任において、設計図書を作成する者をいう。

5 工事施工者

工事の請負人又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

6 ハウスメーカー等

ガラス室、鉄骨ハウス、鉄骨補強パイプハウス又はパイプハウスの製造又は販売を業とする者をいう。

7 園芸作物等の栽培用施設

農業者や作業員など特定の人が、園芸作物等を栽培・管理するために利用する施設

※園芸作物等：野菜、花き、果樹、水稻育苗、きのこ類

8 観賞用又は販売等用施設

不特定多数の人が、施設内で栽培されている農作物・植物等を観賞又は収穫体験の実施、あるいは当該施設内で販売される農作物やその加工品を購入するために利用する施設

第4 園芸用施設の安全確保対策

1 この指針に基づいて設置されるガラス室は次の要件を満たすものとする。

(1) ガラス室の設計及び施工にあたっては、標準仕様書に準拠すること。

2 この指針に基づいてガラス室を設置する場合は、建築主、設計者、工事施工者は次のことを遵守すること。

(1) ガラス室の設置前に、様式第1号（適合確認申込書）、様式第2号、様式第3号及び構造の安全性を示した確認資料を宮城県農政部園芸推進課（以下、園芸推進課という。）に提出し、県の適合確認を受けること。

(2) ガラス室の設置後に、様式第4号により園芸推進課の適合確認を受けること。なお、補助事業による設置の場合は各事業で規定された確認調査を受けること。

(3) この指針に基づいて設置したガラス室の用途は、第2に定める適用範囲内とすること。

(4) その他ガラス室設置に係る関係法令を遵守すること。

3 この指針に基づき設置されるガラス室の安全性を確保するため、建築主、設計者、工事施工者又はハウスメーカー等は次のことに留意するものとする。

(1) 建築主は、設計及び施工に当たって、安全性の確保について設計者及び工事施工者と十分検討するとともに、建築後は善良なる保守管理に努めること。

(2) 設計者は、設計に当たって、風、雪等の自然環境条件に対する安全性の確保に努めること。

(3) 工事施工者は、工事施工に当たって、設計に基づく適正な施工に努めること。

(4) ハウスメーカー等は、ガラス室の構造計算書など構造の安全性に関する情報の提供に努めること。

4 この指針に基づき設置されたガラス室の所有者又は使用者は次のことに留意するものとする。

(1) 地震や火災等の発生時に備え、予め施設内の避難経路を定め、見えやすい場所に避難経路の案内表示を掲示するとともに、速やかに避難できるよう施設稼働前に作業従事者に対して避難訓練を行うものとする。また、施設稼働後も定期的（1年に1度程度）に行うものとする。

(2) 保守管理において屋根ガラスのひび割れなど不具合が確認された場合は、危険な箇所に人が立ち入らないよう速やかに措置するものとする。

(3) 不測の事態に備えて、園芸施設共済等の保険に加入するものとする。

5 宮城県農政部は、この指針に基づいて設置されるガラス室の安全性を確保するため、次の対策を講じる。

(1) 標準仕様書の周知に努めること。

(2) この指針が適用されるガラス室か否かの確認、及び疑義や問題が生じた場合の照会等には園芸推進課が対応すること。

(3) ガラス室の構造の安全性を確認するため、様式第2号及び様式第3号とその添付資料に基づき、園芸推進課において適合確認等を行うこと。

(4) この指針への適合を確認したガラス室の施設概要をホームページ等で公表すること。

(5) この指針を適用して設置されたガラス室が、第2に定める用途どおりに利用されているか、園芸推進課に定期的に報告を行うこと。

第5 その他

この指針で定めるもののほか、必要な事項は農政部長が別に定める。

附 則

1 この指針は、令和2年7月1日から施行する。

2 この指針は、令和3年4月1日から施行する。

※1：園芸用施設安全構造基準

地域の自然条件に照らして、耐風、耐雪構造を有し、安全で耐用年数が長く、かつ、投資効率の高い園芸用のガラス室及び鉄骨ハウスを設計・施行する際の構造基準として、一般社団法人日本施設園芸協会（以下、「協会」という。）が昭和50年11月に作成し、農林省が昭和51年7月21日付け51食流第3611号（構造改善局長、農蚕園芸局

長、食品流通局長の連名) で都道府県知事に対し設計・建築等を指導する際に参考とするよう通達したものを。